

東京一極集中の是正に向けた創業支援に関する指定都市市長会提言（案）

我が国の総人口は 2015 年の国勢調査において 1920 年の調査開始以来初の減少を記録する一方、住民基本台帳人口移動報告によると、平成 28 年の東京都への転入超過数は約 7 万 4 千人となっており、人口の東京一極集中はますます高まっている。

国においては、地方創生の実現に向け、東京一極集中の是正及び地域経済の活性化を図るための方策として、企業の地方拠点の強化及び移転を支援するため、東京の本社機能の全部又は一部移転等の際の優遇税制を講じる地方拠点強化税制が設けられたものの、地方税収の一極集中が東京のインフラを支え、それが人口と企業の集中を招いている現状において、地方都市への企業移転は遅々として進んでいない状況にある。

また、起業者数を単純総数で都道府県別に比較すると、全国の起業者のうち、東京都での創業が全体の約 13%と集中していることから、優れた経験や技術等を持った人材が地方で創業しやすい環境を整備する必要がある。

東京への一極集中を是正し、指定都市が圏域の活性化と地域経済の発展を牽引する役割を果たすために、従来の地方拠点強化税制に加え、地方都市での創業、第 2 創業を後押しする優遇税制措置の新設・拡充等、実効性の高い支援制度の充実を図るべく、以下のとおり提言する。

- （１）「エンジェル税制」について、地方のベンチャー企業に投資する場合の優遇措置を創設すること。
- （２）「企業のベンチャー投資促進税制」について、認定ファンドの組成額を引き下げるとともに損金算入割合を引き上げること。さらに、適用期限を延長すること。
- （３）「創業・事業承継補助金」の予算が平成 28 年度は急減しているため、創業に関する予算を拡充すること。さらに、地方での創業に対して補助率等の優遇措置を創設すること。
- （４）多様な人材の地方での創業を促進し、雇用創出に繋げるため、地方で創業したベンチャー企業に対し、地方拠点強化税制のような特例措置を創設すること。
- （５）上記、各優遇税制等の措置を講じる対象地域については、地方拠点強化税制と同様の対象地域とすることなく、その検討段階から地方と協議すること。

平成 29 年 5 月 日
指定都市市長会